

滋 賀 県

交通安全対策室だより

平成 29 年 10 月 25 日

No.243



滋賀県土木交通部 交通戦略課

【インテックス】

- | | | |
|------------------------------------|---------|--|
| 1 「秋の全国交通安全運動」実施結果 | 【資料 1】 | 皆さん早めにライトをつけましょう!
(早め点灯運動資料)
11月の日の入り時刻 |
| 2 「交通事故死ゼロを目指す日」実施結果 | 【資料 2】 | |
| 3 市町における交通安全対策の取り組み (栗東市) | 【資料 3】 | |
| 4 市町における交通安全対策の取り組み (豊郷町) | 【資料 4】 | |
| 5 踏切事故防止キャンペーン | 【資料 5】 | |
| 6 夕暮れ時と夜間の交通事故防止 | 【資料 6】 | |
| 7 飲酒運転の根絶 | 【資料 7】 | |
| 8 交通安全マナーアップ広報啓発テレビ・ラジオ放送発信中 (11月) | 【資料 8】 | |
| 9 交通安全フェアについて | 【資料 9】 | |
| 10 ハロウィン姿で 交通安全啓発 | 【資料 10】 | |
| 11 自転車条例と自転車保険について | 【資料 11】 | |
| 12 秋の交通安全運動に関する啓発活動 | 【資料 12】 | |
| 13 こども交通公園の紹介 | 【資料 13】 | |
| 14 滋賀県交通安全協会より 『おうみの交通』9月号 | 【資料 14】 | |
| 15 滋賀県の交通事故発生状況 | | |
| (1) 平成 29 年9月末現在の交通事故発生状況 | 【資料 15】 | |
| (2) 市町別交通事故発生概要 | 【資料 16】 | |
| (3) 県内の交通事故月別発生状況 | 【資料 17】 | |
| 16 ふれあい通信 18号 | 【資料 18】 | |

【交通安全クイズ】 車両が夜間走行する時は、「前照灯」をつけなければなりません (道路交通法第 52 条) が、この「前照灯」とは、どれでしょうか？

- ①ハイビームのヘッドライト (上向きライト) ②ロービームのヘッドライト (下向きライト)

【正解】① ロービームは照射範囲が約40mと短いですが、ハイビームは約100mと遠くなるので、車道の左右にいる歩者に気づきやすく危険を回避することが可能になります。夜間走行時は、基本ヘッドライトをハイビームにし、先行車や対向車がいる場合にはロービームに切り替えましょう。

【11月の行事予定】

★11月1日～11月10日 踏切事故防止キャンペーン

- 11月 1日 (水) 交通安全啓発日・自転車安全利用日
- 11月 8日 (水) 高齢者の指導員養成事業 情報交換会 (合庁)
- 11月 15日 (水) 近畿交通安全日・高齢者交通安全の日
- 11月 20日 (月) シートベルト・チャイルドシート着用啓発日
- 11月 24日 (金) 飲酒運転根絶啓発日・飲酒運転について考える日
- 11月 27日 (月) 近江路交通マナーアップ啓発日

☆毎週金曜日 ノーマイカーデー (公共交通機関利用促進日)



このたよりは、市町別の交通事故発生状況、交通安全行事等、交通安全対策に関する様々な情報を提供するとともに、関係機関・団体相互の情報交換に活用したいと思っておりますので、各関係機関・団体の独自の施策や各種行事等があれば、積極的に連絡していただきますようお願いいたします。

※電子データが必要な場合はお問い合わせください。また、滋賀県HP「交通安全対策室だより」でサイト内検索をすると見られます。 <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/kotsu-s/index.html>

